

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部住宅政策課（民間住宅助成）（06-6208-9225）
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消し
概要	大阪市住宅供給公社が、本市から認定を受けた特定優良賃貸住宅の建設及び管理に関する計画（供給計画）に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、改善命令を行う場合があります、この改善命令に違反したときは、供給計画の認定を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC00000000052) ②特定優良賃貸住宅等供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱第21条の5 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000198193.html)
処分基準	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項 (計画の認定の取消し) 第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について（平成5年7月30日建設省住管発第4号・建設省住建発第110号）記の4の(4) 四 特定優良賃貸住宅の建設及び管理の適正を確保するための措置 (四) 認定の取消し 供給計画の認定を取り消した場合においては、建設費の補助については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第一七九号)に基づきその返還等の措置を講ずることとなることから、地方公共団体においても認定事業者に対し補助金の返還等適正な措置を講ずるようにされたい。 なお、家賃の減額のための補助については、原則として将来に向けて補助金の支給を停止することとし、場合によっては取消し事由の発生した時点にさかのぼって補助を返還させることとなる。 認定の取消しについては、こうした補助金の取扱いについて問題が生じないよう予め国土交通省に連絡することとされたい。 ③特定優良賃貸住宅等供給促進事業（大阪市住宅供給公社）制度要綱第21条の5 (計画の認定の取消し) 第21条の5 市長は、認定事業者が特定優良賃貸住宅等の建設及び管理の改善命令に違反したときは、計画の認を取り消すことができる。
ホームページ	
備考	